

平成30年第2回臨時会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成30年5月2日（水）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成30年5月2日（水曜日） 午前10時25分～午前11時20分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	金 谷 道 男	副委員長	高 橋 徳 久
委 員	佐 藤 隆 盛	委 員	本 間 輝 男
委 員	佐 藤 文 子	委 員	佐 藤 清 吉
委 員	茂 木 隆		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：舩谷祐幸	次長兼総務課長：福原勝人
財政課長：伊藤公晃	税務課長：今野清一
総合防災課長：佐藤大	市民部長：佐川浩資
市民課長：三浦幸子	

議会事務局職員出席者

事務局参事 進 藤 稔 剛

審議案件

- 第 1 報告第 1 号 専決処分報告について（大仙市税条例等の一部を改正する条例）
 - 第 2 報告第 2 号 専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - 第 3 報告第 3 号 専決処分報告について（平成 29 年度大仙市一般会計補正予算（第 15 号））
 - 第 4 報告第 4 号 専決処分報告について（平成 29 年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））
 - 第 5 議案第 64 号 財産の取得について
-

午前10時25分

○委員長（金谷道男）

皆さん、あらためましておはようございます。委員並びに職員の皆様には、大変お忙しいの中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

まあ、窓の外の桜も、もう散ってしまったようですが、予想に反して意外と連休近いとこまで桜もってくれたなという感じだったんじゃないかなと思います。あの、地元の話で申し訳ありませんが、これからうちのほうの桜、明日オープンですので是非皆さんおいで下さい。黄桜ということで。余計な話をしましたが。

ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

審査に当たっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、審査を行いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 審査に入る前に当局よりご挨拶をお願いします。舛谷総務部長、お願いいたします。

○総務部長（舛谷祐幸） 皆さんおはようございます。委員会審査をお願いいたします前に、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃より総務部が所管いたします各事務事業の遂行に際しまして、格別のご指導とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。今年度もどうかよろしくお願いいたします。

さて、今次臨時会の総務民生常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします総務部の案件は、3月31日付けで専決処分させていただきました条例2件及び平成29年度一般会計補正予算1件の計3件の専決処分報告であります。内容につきまして、この後、担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

○委員長（金谷道男） ありがとうございました。次に、佐川市民部長、お願いいたします。

○市民部長（佐川浩資） 皆さん、おはようございます。委員会審査をお願いいたします前に、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には市民部が所管いたします事務事業の執行に際しまして、日頃よりご指導、ご協力を賜りまして、深く感謝申し上げます。今年度もひとつどうかよろしくお願いいたします。

今次臨時会の総務民生常任委員会におきましてご審議をお願いいたします市民部の案件は、3月31日付で専決処分させていただきました、平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算の1件でございます。

内容につきましてはこの後、担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（金谷道男） ありがとうございます。

これより、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、説明は簡潔にお願いいたします。なお、説明は、座ったままで結構です。

○委員長（金谷道男） はじめに、報告第1号「専決処分報告について（大仙市税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。今野税務課長。

○税務課長（今野清一） 税務課長の今野です。今年度も引き続き、よろしくお願いいたします。

ご説明の前に、本日同席しております説明補助員の紹介をさせていただきます。税務課資産税班、班長の三浦参事です。同じく市民税班、班長、今田参事です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ご説明させていただきます。

資料No.1、議案書1ページをご覧ください。

報告第1号、大仙市税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてでございます。

次に2ページをご覧ください。

専決第30号、専決処分書でございます。

次に3ページから19ページをご覧ください。

大仙市条例第26号、大仙市税条例の一部を改正する条例を、平成30年3月31日に公布しております。このことにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、一部を除き、翌4月1日から施行されたことに伴い、

条例の一部を改正する必要がございまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたことから、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。いずれの改正も平成30年度 税制改正大綱に基づくものでございます。改正内容につきましてご説明申し上げますが、改正条文については割愛させていただき、主な改正要旨についてご説明させていただきますので、ご了承願います。

最初に、市民税に係る改定内容についてであります。一つ目は、非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦（夫）の前年の合計所得金額を125万円以下から135万円以下にするものであります。二つ目は、個人の市民税の均等割について、非課税措置の対象となる所得の限度額を10万円引き上げるものであります。三つ目は、個人の市民税の所得割についても、非課税措置の対象となる所得の限度額を10万円引き上げるものであります。この三つの改正については、所得税の給与所得控除額と公的年金等控除額が、10万円引き下げられることによる基礎控除への振替に伴うものであります。四つ目は、前年の合計所得金額が、2,500万円を超える所得割の納税義務者には、基礎控除及び調整控除を適用しないこととするものであります。以上については、平成33年度以降後の個人の市民税から適用になるほか、所要の条文整理をするものであります。

次に たばこ税に係る改定内容についてであります。

一つ目は、加熱式たばこの課税方式を見直ししたものであります。このことにつきましては、近年、急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、紙巻きたばこの間や加熱式たばこ間に大きな税率格差が存在することを踏まえて、製造たばこの区分を新たに創設し、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、5年間をかけて、最終的に重量と価格をもって紙巻きたばこ1本に換算する方法にするものあります。二つ目は、たばこ税の税率を、平成30年10月1日から平成33年10月1日までの間に、3段階で引き上げるものであります。このことに伴いまして、3級品たばこの特例措置も、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を、平成31年9月30日まで6ヵ月間延長するものであります。たばこ税の税率につきましては、現在、千本当たり5,262円を、平成30年10月1日から5,692円に、平成32年10月1日から6,122円に、平成33年10月1日から6,552円に引き上げるものであります。また、小売業者等が旧税率で仕入れたたばこ税を、税率の

引き上げ時に所持していた場合について、手持品課税をするものであります。このほか、所要の条文整理をするものであります。

次に固定資産税に係る改定内容についてであります。

一つ目は、住宅等につきましては、平成30年度の固定資産税の評価替えに伴い、評価替えの翌2年度の平成31年度及び平成32年度に地価が下落した場合において、必要と認める場合は、平成30年度の基準価格を修正し、修正後の基準価格を課税標準とすることができるとする特別措置を継続するものであります。二つ目は、宅地等及び農地に課する固定資産の負担調整措置における現行の仕組みを、平成30年度から平成32年度まで、3年間延長するものであります。三つ目は、国が一律に定めております、課税標準の特例措置について、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる通称わがまち特例制度において、課税標準を軽減するものを追加等するものであります。新たに創設しましたものにつきましては、津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設避難用部分と指定避難用償却資産のそれぞれを3分の2に軽減するものであります。また、同法に規定する協定避難家屋に新たに課税となった年から5年度分を2分の1に軽減するものであります。

次に、水力発電、地熱発電、バイオマス発電設備のうち、特定再生可能エネルギー発電設備で、認定発電設備であるものにつき、それぞれを3分の2に軽減するものであります。また、太陽光発電、風力発電設備の特定再生可能エネルギー発電設備について、それぞれ4分の3に減額するものであります。

次に、中小企業等が、生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した、先端設備等に該当する機械設備等について、平成32年3月31日までに取得したものに対して、3年度分の課税標準額をゼロとするものであります。このほか、特例措置の延長、又は軽減措置の内容の見直し等を行うものであります。

施行期日につきましては、所要の経過措置を設けた上で、一部を除き、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、どうぞ。佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 今回の報告に対しては、まず反対をするものではありません。という事を申し上げて二点ほどお尋ねいたします。まず市民税について、まず基礎控除が該当にならなくなるに2,500万円以上の所得というふうな納税義務者っていうのは、実際には大仙市内にはどれ位いらっしゃるのかというふうなこと一点、

それから、固定資産税について、まあいろいろこう、わが町特例制度というふうなことでの減額措置を講ずることによる、まず固定資産税額への影響というふうなものをどんなふうに見込むものなのか、この二点について教えて下さい。

○委員長（金谷道男） はい、今野税務課長。

○税務課長（今野清一） 1番目の2,500万を超える所得の人数については、29年度ベースですが、52名おります。続いて、固定資産税のわがまち特例に関するものについては、太陽光発電に関して4件、365万の軽減しております。以上です。

○委員（佐藤文子） 分かりました。

○委員長（金谷道男） はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） いいすな。質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「承認」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は「承認」すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、報告第2号、「専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。今野税務課長。

○税務課長（今野清一） それでは、ご説明させていただきます。

同じく資料No.1議案書20ページをご覧ください。

報告第2号、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてでございます。

次に21ページをご覧ください。

専決第31号、専決処分書でございます。

次に22ページをご覧ください。大仙市条例第27号、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、平成30年3月31日に公布しております。このことにつきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がございます。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたことから、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。改正内容につきまして、ご説明申し上げますが、改正条文については割愛させていただき、改正要旨について、ご説明させていただきますので、ご承認願います。

改正内容の一つ目は、課税限度額の引き上げを行うもので、基礎課税額に係る課税限度額について54万円を4万円引き上げ、58万円に改正するものでございます。なお、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額19万円及び介護納付金課税額に係る課税限度額16万円につきましては、改正はございません。改正内容の二つ目は、軽減判定所得の見直しを行うもので、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準額につきましては、被保険者数に乗すべき金額27万円を5千円引き上げ、27万5千円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準額につきましては、被保険者数に乗すべき金額49万円を1万円引き上げ、50万円に、それぞれ改正するものでございます。改正内容の三つ目は、国民健康保険事業の制度移行により、国民健康保険事業は都道府県が市町村とともに行うこととされたことに伴う、所要の条文整理を行うものであります。

施行期日につきましては、平成30年4月1日から施行し、平成30年度以後の国民健康保険税から適用するものであります。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） いつも聞いているようなことをまた聞きますけど、課税限度額、4万円の引き上げ、この課税限度額対象の納税者っていうのはどれ位いるのかということですね。

それからもう一点は5割軽減、2割軽減の金額が上がったわけですが、去年と同じように5千円あるいは1万円というふうな上がり方なんですけども、それぞれ5割軽減世帯が何世帯、2割軽減世帯が何世帯見込んでいるのかということと、昨年と比べてこの軽減世帯が増えたのか減ったのか、この点について教えていただければ。

○委員長（金谷道男） はい、今野税務課長。

○税務課長（今野清一） 4万円引き上げの58万円の、4万円以上引き上げる世帯の世帯数なんですけども、去年の賦課をベースに考えますと、147世帯。

次に5割軽減なんですけれども、平成29年度改正のときに医療分としては29件あったものが30年度改正で49件、49世帯ですね。介護分については19世帯が22世帯。2割軽減につきましてですけども、平成29年度改正で43世帯、30年改正で9世帯。介護分になりますけど、29年度が24世帯、30年度が10世帯。最大で29年度は72世帯だったものが、今回の改正の場合は58世帯となります。以上です。

○委員（佐藤文子） はい、分かりました。

○委員長（金谷道男） はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ほかに質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「承認」することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は「承認」すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、報告第3号、「専決処分報告について（平成29年度大仙市一般会計補正予算（第15号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに、伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤公晃） 財政課長の伊藤でございます。よろしくお願ひいたします。はじめに、本日同席しております財政課の職員をご紹介させていただきます。財政班班長の高橋参事でございます。どうかよろしくお願ひします。

報告第3号、平成29年度大仙市一般会計補正予算第15号の専決処分報告の財政課関連予算につきまして、説明申し上げます。

はじめに歳入関係につきまして、説明させていただきます。

お手元の資料No.2、平成29年度補正予算書3月専決の10ページから12ページと、別添配布しております総務民生常任委員会説明資料1ページの3月補正専決の歳入予算概要を併せてご覧いただきたいと思ひます。

歳入につきましては、各譲与税、交付金等の一般財源について、3月中旬から3月末にかけて、それぞれ交付決定があつたことなどから、これに合わせ補正を行つたものであります。

2款地方譲与税から9款地方特例交付金及び11款交通安全対策特別交付金につきましては、国の地方財政計画の伸び率等に基づき予算を計上しておりましたが、今般、29年度の実績等に基づき最終的な交付決定があつたことから、予算書記載のとおり、過不足額をそれぞれ補正したものでございます。

次に、10款地方交付税のうち、普通交付税は、1億1,291万7千円の減額補正であります。普通交付税につきましては、地方財政計画の伸び率を基に、大仙市の状況を加味し算定したものでございますが、基準財政需要額におけます個別に算定する経費に大きな乖離はなかつたものの、高齢者経費に係る単位費用の減が大きかつたこと、それと基準財政収入額では、市税収入額ベースで推計しておりましたが、それを上回る算定額となつたため、交付税では減額に繋がつたものでございます。しかしながら、市税収入の増額が見込まれたこと、また、歳出における予算配当、一般財源の増額を伴う補正予算の計上を抑制したことなどにより、事業執行に影響のないよう努めたところでございます。一方、特別交付税は5億7,777万円の補正であります。29年度は大雨に係る災害や除雪経費の増などにより、これまで以上の交付額が見込まれると考えておりましたが、全国各地域での風水害や地震、火山の噴火、大雪など多くの自然災害があつたことなどから、想定していた交付額を確保できないのではないかと危惧しておりました。こうしたなか、国におきましては、大仙市の行つている様々な施策に対する財政需要のほか、災害、それから除雪に係る経費の増を特別交付税の算定に勘案してもらつ

たことなどから、最終的な交付決定額は、合併後最大となる21億9,699万3千円、前年度に比較しまして約4億6千万円増となる交付を受けることができいております。お手元の資料2ページに特別交付税交付状況・秋田県内13市と書かれた資料がありますので、そちらをご覧くださいと思います。ここには県内13市の交付状況を記載しておりますが、網掛けしている部分が、大仙市の数値でございます。県内では横手市に次ぎ2番目の交付額となっております。

なお、29年度の特別交付税の予算計上累計額は、今回の補正額を加えまして、19億1,593万8千円となりますが、未計上分の2億8,105万5千円につきましては30年度への繰越金となり、今後の補正財源となるものでございます。

14ページになります。19款繰越金でございます。繰越金は4,066万2千円の補正で、これによりまして28年度からの繰越金となる実質収支額10億8,245万2千円全額を予算計上しております。21款市債のうち、臨時財政対策債は、1億7,909万5千円の減額補正であります。臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、基準財政需要額から振り替えられて算定されております。算定は「基準財政需要額」引く「基準財政収入額」となりますので、普通交付税同様、基準財政収入額が推計額を上回ったことから、臨時財政対策債も減少したものと考えております。

次に歳出につきまして、説明いたします。

主な事業説明書の1ページをご覧ください。予算書の方は15ページになります。

2款1項41目90事業、財政調整基金積立金につきましては、先の歳入補正予算でも説明しましたとおり、29年度の特別交付税の確定などを踏まえまして、今後の事業財源などとして4億円を基金に積立したものでございます。これによりまして、29年度末の残高は、約28億5,800万円となりますが、30年度当初予算において6億円の取り崩しを計上していることから、現時点での残高見込みは約22億5,800万円となるものでございます。

以上、財政課所管の補正予算、専決処分報告につきまして説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 次に、佐藤総合防災課長。

○総合防災課長（佐藤大） 今年度4月の人事異動によりまして、総合防災課長を拝命しました佐藤でございます。よろしく申し上げます。説明に入らせていただく前に、本日出席

の職員をご紹介します。総合防災班長の藤田勇人副主幹でございます。須田崇主席主査でございます。

引き続き、総合防災課所管分、報告第3号、専決処分報告について説明いたします。

資料No.2の補正予算書18ページをお開きください。

9款1項1目51事業、大曲仙北広域市町村圏組合消防費負担金でございます。これは広域消防職員の人件費及び消防救急車両の導入経費について、広域組合の構成市町である大仙市・仙北市・美郷町における過去10年間の火災・救急・救助の出動件数割10%と前年度の普通交付税算定における常備消防費の割合90%を負担しております。この度専決処分した補正の内容につきましては、平成29年度の人事院の給与勧告に基づき消防職員の人件費が増となったほか、昨年7月・8月の豪雨災害時における消防職員の時間外手当の増加により、負担金392万6千円を増額しており、補正後額12億6,269万4千円となるものであります。

次に、9款1項1目52事業広域消防本部改築事業負担金につきましては、現在、建設中の広域消防本部並びに大曲消防署の改築負担金であります。この負担金は、構成市町間である大仙市・仙北市・美郷町における広域消防本部改築事業並びに障害者支援施設かわ舟の里角間川の改築補助金と合わせ、各年度の支払額を調整する協定を締結しております。昨年8月の議員説明会で説明申し上げましたとおり、障害者支援施設建設に係る国庫補助金の不採択を受けまして、事業内容の見直しを図ることとなったため、障害者支援施設の改築工事を1年先送りしております。これにより、平成29年度においては、仙北市及び美郷町の消防本部改築事業負担金が増額となる反面、当市の負担金はその調整により減額となることから、今般、4億4,057万1千円を減額し、補正後額10億7,532万7千円となるものでございます。なお、今般の減額は、事業費の減額によるものではなく、構成市町間の年度間における負担金の調整によるものでありますことを、お含み置きください。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方、どうぞ。はい、本間委員。

- 委員（本間輝男） 総務部長、広域市町村圏の消防改築事業費で今課長が説明あった事で、まあ、ある程度了解なんだけれども、これ、かわ舟の里と消防本部と一緒にするよ
うな性格なものかどうか、そこまず説明していただかないと分りにくい。
- 委員長（金谷道男） 総務部長、はい。
- 総務部長（舂谷祐幸） 本間委員おっしゃったとおり、この事業というのは広域消防本
部の改築事業、これはまず広域の事業でありますけれども、かわ舟の里の改築事業につき
ましては、これは法人の事業であります。ただし、元々そのかわ舟の里自体は、昔、角
間川更生園といいます施設でありましたので、これは大仙市、仙北市、美郷町、まず3
市で運営しておりまして、改築事業のこれ補助金になりますけれども、2市1町、その構
成市町の間でまず協議しまして、補助金でありますけれども元々は広域でやっていた施
設でありますので、今回、今、防災課長より説明ありましたけれども、かわ舟の里の補
助額の方が見送りになったということで事業が1年先送りになりました。そういうこと
もふまえて今回、一昨年、大仙、美郷、仙北で負担協定というのを結んでおります。
美郷町が2億2千万、それから仙北市が3億2千万という上限を設けて、各年度の負担、
これは29年度、30年度になりますけれども、そういう上限額、上限額といってもその
額を負担するというような協定になっております。結局、美郷町、仙北市でその額を負
担するというそういう協定であったものですから、大仙市の額はそれに応じて多くなっ
たり少なくなったりするというので、今回かわ舟の里の事業が1年先送りになったと
いうことで、それで消防費の負担金のほうが減ったという、そういう格好になっており
ます。
- 委員長（金谷道男） 本間委員。
- 委員（本間輝男） まあ、分かったような分からねんた感じするんだども、今、かわ舟
の里っていうのは法人関係だし、はっきり言って美郷と大仙でやっている事業でねっす
か。仙北も入ってるすか。
- 委員長（金谷道男） 総務部長
- 総務部長（舂谷祐幸） この事業自体は美郷、仙北とか大仙とか関係なくこれは一法人、
水交会という社会福祉法人がやっている事業です。ただし、先ほどもお話ししましたと
おり、元々の角間川更生園時代、これは広域でやっていた事業なものですから、それを
引き継ぎまして今回の補助、まあ各構成市町の補助というような格好にさせてもらっ
たところがあります。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） くどぐって悪りっす。だとすれば、広域消防本部の事業費の項目を別項目に設けるなりしてやらないと、これ市民の方々分からねんでね、これ。あんた、今説明したとおりにやっても、市民の人方分からねど、これ。言い方悪いども、我々、説明受けたがら分かった様な感じするんだけど、実際やっぱり我々市民を代表してくる以上は、やっぱりもう少し分かりやすい事業費なり項目を設けるなりしていかないと、非常に分かりにくい。昨日、議会報出たときに、いろいろこう、ある方書いであつたけれども、やっぱり分かりやすくねばだめだ。あんた方、分かてるかもしれねべども、市民はなかなか分かりにくい、これ。悪りでも。

○委員長（金谷道男） 総務部長

○総務部長（舩谷祐幸） 今回、今、たまたま消防費の補正予算だけ出ていますけれども、実はこれ、かわ舟の里の補助金につきましては3款民生費の方に予算計上しております。同時期に予算計上すれば、本間委員おっしゃったとおりに分かりやすかったと思いますけれども、今回、広域の負担金につきましては3月定例会に出せばよかったですけれども、ちょっと時期的に間に合わなくて今回まとめて出させてもらってますけれども、やっぱり提案時期がずれてしまったということで、ちょっと分かりづらい点もあったと思います。このことにつきましては、30、31年度まで続きますので、そういうことも踏まえまして、今後こういう補正がありましたら、分かりやすいように提案させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） 今、言われたとおりに、財源の負担割合とか調整とか、そんたいじいいんだっしょ。だとすれば、もっと分かりやすいように説明する形できちんとさねば、市民の方、分からね、これ。額が額だし。40万、50万であればいいけれども。「4億4千万も額減らせる、へば、消防署安くできたべがな」って思うのが普通だ、これ。それではかわ舟の里完全に抜けていくごどだがら、そこらへんきっちり、やっぱり市民に対する説明責任はあんた方の義務だ、これ。よろしくお願いいたします。終わります。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） いいすかな、はい。ほかに質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「承認」することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、本件は「承認」すべきものと決しました。

○委員長(金谷道男) 次に、報告第4号、「専決処分報告について(平成29年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))」を議題といたします。

当局の説明を求めます。三浦市民課長。

○市民課長(三浦幸子) 4月から市民課長を拝命しました三浦と申します。よろしくお願いいたします。説明に入ります前に、本日同席の市民課職員をご紹介します。保険班班長の佐々木参事でございます。よろしくお願いいたします。

報告第4号、専決処分報告について、ご説明いたします。

お手元の資料No.2、平成29年度大仙市補正予算の21ページをご覧ください。

今回の補正は、後期高齢者医療保険料の徴収額が予算現額を上回ることから、広域連合へ納付する保険料負担金を増額補正するもので、歳入歳出それぞれ2,700万円を追加し、補正後の予算総額を8億7,580万8千円とするものでございます。内容につきましては後ろのページ、事項別明細書によりご説明いたします。

はじめに歳入でございます。

お手元の資料26ページをご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料2,700万円の補正であります。後期高齢者医療保険料の徴収見込みの増額分でございます。

次に、27ページをご覧ください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目50事業、後期高齢者医療広域連合納付金2,700万円の補正であります。この広域連合納付金は市で徴収される保険料を財源に、広域連合へ納付するもので、収入増額が見込まれる分を納付することになりますので、2,700万円の不足が生じるため、専決処分させていただいたものでございます。

以上ご説明いたしましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。佐藤文子委員

○委員（佐藤文子） すいません、今回の補正は特別徴収者の増額見込みというふうなことのようにすけれども、ちょっと教えていただければ、後期高齢者の普通徴収から生ずる滞納というふうなものもあろうかと思いますが、いずれこの、29年度というのはどれ位こう、見込まれるものなのかどうか分かりますでしょうか。

○委員長（金谷道男） 三浦課長。

○市民課長（三浦幸子） 佐藤委員のご質問にお答えいたします。後期高齢者医療保険料ですけれども、3月末での状況でございますけれども、滞納分として142万5,700円の金額が未納額となっている現状でございます。

○委員長（金谷道男） いいすかな。はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） この金額は今年度だけ。

○市民課長（三浦幸子） そうです。29年度3月末の現状ですね。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ほかに質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「承認」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は「承認」すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、議案第64号、「財産の取得について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤総合防災課長。

○総合防災課長（佐藤大） それでは議案第64号、財産の取得についてご説明いたします。

資料No.1の議案書は26ページをお開き下さい。また、お手元に配布してあります説明資料、総務民生常任委員会資料をご覧いただきたいと思います。説明資料の1ページをお開きください。

取得する財産は、消防用軽四輪駆動小型動力ポンプ付積載車5台であります。取得理由につきましては、現在、配備されている積載車のうち、老朽化した車両を計画的に更新し、災害時にしっかりと対応できる体制を構築するためであります。入札の結果についてであります。品番の指定につきましては、トーハツ株式会社製の小型動力ポンプとそれを積載するデッキバンタイプの軽四輪駆動車となっております。理由としましては、一番下の資料9にありますとおり、消防団員から操作性、信頼性の面で定評があり、消防団幹部会においても強く同社製品を要望されているものでございます。業者選定につきましては、資料の8にありますとおり大仙市入札参加有資格者名簿に登録されていることはもちろんのこと、トーハツ株式会社の県内代理店で、故障等の際に迅速な対応ができる業者を選定しております。以上のことから、株式会社タカギ及び株式会社高義商会の2社での指名競争入札を実施した結果、2,750万円で株式会社高義商会の落札となり、2,970万円で同社と仮契約を締結したものでございます。

資料の2ページ目をご覧ください。

上段の写真が積載車で、改造費の税抜き予定価格が1台当たり365万円となっております。中段の写真が小型動力ポンプで、税抜き予定価格が215万円となっております。資料の下段、配備する支団となっておりますが、今年度は西仙北支団へ2台と太田支団に3台となっております。

資料3ページ目をご覧ください。

入札執行表の写しとなっております。予定価格に対する落札率は94.7パーセントとなっております。なお、納入期限は10月19日となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） いいすかな。質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり「可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり「可決」すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（金谷道男） これをもちまして・・・。

（「委員長、すいません」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） はい。

○市民部長（佐川浩資） 先ほどの佐藤文子委員の後期高齢者の関係の質問にちょっと訂正がございますので、よろしくお願ひしたいとおもいます。

○委員長（金谷道男） はい三浦課長。

○市民課長（三浦幸子） すいません、先ほどご質問ありました後期高齢者医療保険料の滞納分の金額で、ちょっと誤って報告してしまいました。先ほど申し上げました142万5,700円という金額ですけれども、これは過年度分の滞納繰越分の未収額でございまして、現年度分としては260万7,500円となっておりますので、訂正してご報告いたします。よろしくお願ひします。

（「委員長、ちょっと、総務課にお願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） 総務部次長にお聞きします。その他でお聞きいたします。今あの、民事訴訟の準備に入っていると思うんだけど、この給食費と生活保護の裁判費用に関して、これ弁護士費用は顧問弁護士の裁量の範囲でやれるっていう見込みでいるんしか。それとも、予算措置しねばいけないという考え方でいるのかどっちか。ちょっと確認いたします。

○委員長（金谷道男） 総務部次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） 今回の裁判については弁護士を依頼しておりません。担当職員が出廷しております。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） 異議申し立てされてるなかで、職員で十分対応出来るっしか。

○委員長（金谷道男） 総務部次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） まず、滞納しているという事実に争いもございませんので、今回のケースについては分割して支払いたいということでの異議申し立てでしたので。

○委員（本間輝男） 2件とも。

○次長兼総務課長（福原勝人） ええ、そうですね、はい。2件、今裁判となりましたけれども、生活保護費については、生活保護費と給食費の2件異議申し立てですけれども、給食費の方は分割で納入したいという申し出を受けまして、今後、和解させていただく予定です。それから、生活保護費の方につきましてはよくわからないっていいいますか、そこら辺についてはよく理解できてない部分がありますと申しますか、ちょっとそこら辺の根拠はしっかりしておりますけれども、被保護者の方でちょっと理解がくい違っているという部分がございますので。

○委員長（金谷道男） 今、本間委員聞いてらのは、裁判費用の予算措置、この後あるのかっていう話の確認だべども、そこら辺見込みしか、今言えねんだべ。

○次長兼総務課長（福原勝人） 費用については弁護士費用は発生いたしませんけれども、おそらく裁判費用、裁判所に納める裁判費用については折半ということになるろうかと思えます。

○委員（本間輝男） なることだべ。

- 次長兼総務課長（福原勝人） はい。
- 委員（本間輝男） まず、いや。
- 委員長（金谷道男） いっすかな。
- 委員（本間輝男） いっす。あとひとつ、生活保護費に関して被対象者が理解してないってことだどすれば、住所は今変わってるしべ、宮城県さ転居したりしてこういう相手方を相手に職員がやれる。宮城県まで行ってやれる。
- 委員長（金谷道男） 総務部次長
- 次長兼総務課長（福原勝人） 十分できるかと思います。
- 委員（本間輝男） 費用掛けても。
- 次長兼総務課長（福原勝人） はい。
- 委員（本間輝男） まあ、んだべ。以上です。

○委員長（金谷道男） ほかになければこれをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前 11 時 20 分 閉会

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長